

報 告 第 1 0 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

木染橋耐震補強等工事（第3期）変更請負契約の締結について

令和2年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 木染橋耐震補強等工事（第3期） |
| 2 施 工 場 所 | 富士見市大字下南畑地内ほか |
| 3 履 行 期 限 | 令和2年7月31日 |
| 4 変更履行期限 | 令和2年8月28日 |
| 5 請 負 金 額 | 145,775,300円 |
| 6 変更請負金額 | 150,624,100円 |
| 7 請 負 業 者 | 富士見市大字下南畑2343番地3
株式会社富士実業
代表取締役 石 橋 美 佐 |

令和2年7月15日

富士見市長 星 野 光 弘 印